

宮城県・仙台市障害者スポーツ大会出場申込票の記入要領

1 申し込みにあたって

大会当日、各会場にテレビ、新聞等の報道機関が来場する場合があります。選手の氏名、写真、映像がテレビ、新聞等で報道されることもあります。

また、大会プログラム及び大会報告書には、障害区分・重複障害・年齢区分・氏名・選手団名や競技中の写真等を掲載し、映像配信・記録映像には競技中等の映像を使用することがありますので、あらかじめご了承の上、お申し込みください。

2 記入する時の注意事項

- (1) この記入要領を参考に記入してください。
- (2) 黒ボールペンを使用し、文字は楷書で、数字はアラビア数字（0, 1, 2, …）で正確かつ丁寧に記入してください。

(3) 出場できる競技

出場できるのは、次の7競技のうち、1競技のみです。

- ① 陸上競技（身体障害、知的障害、精神障害のある方が参加できます。）
- ② 水泳（知的障害のある方が参加できます。）
- ③ アーチェリー（身体障害のある方（視覚障害のある方を除く）が参加できます。）
- ④ 卓球（身体障害、知的障害、精神障害のある方が参加できます。）
- ⑤ フライングディスク（身体障害、知的障害、精神障害のある方が参加できます。）
- ⑥ ボウリング（知的障害のある方が参加できます。）
- ⑦ ボッチャ（身体障害のある方のうち、肢体不自由の方が参加できます。）

※ 水泳の身体障害の部は、「別紙-東北パラ水泳選手権大会」へお申し込みください。

(4) 「個人競技出場申込書」

申込書は競技毎に2種類に分かれています。選手1名につき、出場を希望する競技の申込書1枚を使用してください。

競技	様式	備考
陸上競技	様式 2 - 1 号	必ず控えを取るようになしてください。 なお、各参加申込書はホームページからダウンロードできます。 ※参加資格審査で必要に応じて、選手の情報等の照会を行います。
水泳	様式 2 - 2 号	
アーチェリー		
卓球		
フライングディスク		
ボウリング		

(5) 申込書の構成

(上 段)

【各競技共通事項】

選手の基本情報を記入します。



(下 段)

【競技別事項】

障害区分や出場種目等について記入します。
競技によって記入する内容が異なります。



3 各項目の記入要領

【 各競技共通事項 】

① 所属			担当者			
フリガナ			③性別	④生年月日 年齢	昭和・平成	
氏名					年	月
⑤ 現住所	〒				TEL	
					FAX	
⑥ 身体障害者手帳	交付手帳	都道府第 号 県市(区)第 種 級			障害名(手帳記載のとおり全文)	
	障害の原因となっている傷病名等(脳性麻痺、脳出血、二分脊椎など具体的に)					
	視覚に障害のある方は必ず記入。 矯正できないときは「不可」に○		裸眼視力	右		左
		矯正後視力	右		左	不可
⑦ 療育手帳	有 (手帳交付済みの方)		無 →「取得の対象に準ずる」証明		判定書の写し	医師の診断書
					在籍・卒業証明書	
⑧ 精神保健福祉手帳	有 精保健福祉手帳 (有効期限 年 月 日)		無 自立支援医療受給者証 (有効期限 年 月 日)		主な障害名・疾患名	
⑨ 障害の分類	1 肢体	2 視覚	3 聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく機能		4 内部	5 知的
						6 精神
⑩ 重複障害	1 肢体 2 視覚 3 聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく機能 4 内部 5 知的 6 精神					
	7 その他 (

① 所属、担当者名：選手の所属する団体名称（施設・学校・クラブ等）、担当者を記入してください。

② 氏名・フリガナ：選手の氏名を上段にカタカナで、下段に漢字で記入してください。

③ 性別：該当する性別を○で囲んでください。

④ 生年月日と年齢：生年月日と 2025年4月1日現在の年齢 を記入してください。

⑤ 現住所

郵便番号、現住所、電話番号等を記入してください。現住所は市町村からで構いません。

また、現住所は、参加資格確認のために必要になりますので必ず本人の住所を記入してください。

なお、電話番号は、自宅又は連絡のつく番号を記入し、FAXがあればFAX番号を記入してください。

⑥ 身体障害者手帳

- 手帳に記載されている「手帳の交付都道府県市(区)名」、「手帳の交付番号」、「種別・等級」を記入してください。
- 手帳に記載されている障害名全文を省略せずに記入してください。
- 手帳に記載されている障害名だけでは障害区分が正確に判断できない場合がありますので、障害の原因となっている傷病名(外傷、病気)等を具体的に記入してください。
- 視覚に障害がある方は、手帳に記載されている右・左それぞれの裸眼、及び矯正後の視力を記入してください。矯正できない場合は、「不可」を○で囲んでください。

⑦ 療育手帳

知的障害の部に出場する方のみ、手帳の「有」又は「無」を○で囲んでください。

- 「有」に該当するのは、次のいずれかの方です。
 - ア 既に療育手帳の交付を受けている方
 - イ 参加申込時点で療育手帳の交付を申請中の方
- 「無」に該当するのは、次の方です。
 - 療育手帳の交付を受けていないが、取得の対象に準ずる障害のある方。

※「取得の対象に準ずる障害」の証明について

児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し、医師の診断書、卒業（退所）した先の所属長による証明ができるもの。

⑧ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害の部に出場する方のみ、手帳の「有」又は「無」を○で囲んでください。

- 「有」に該当するのは、次のいずれかの方です。
 - ア 既に精神保健福祉手帳の交付を受けている方
 - イ 参加申込時点で精神保健福祉手帳の交付を申請中の方
- 「無」に該当するのは、次の方です。
 - 精神保健福祉手帳の交付を受けていないが、取得の対象に準ずる障害のある方

※「取得の対象に準ずる障害」の証明について

自立支援医療（精神通院）受給者証の写し、精神保健福祉センター所長の精神保健福祉手帳交付済みの証明ができるもの。

⑨ 障害の分類

「主たる障害」を「1」から「6」までの中から一つ選び、その番号を○で囲んでください。

⑩ 重複障害

「⑨ 障害の分類」で記入した障害のほかに、重複する障害（手帳記載分のみ）がある場合は、該当するものを○で囲み、「7 その他」の場合は、（ ）内に障害名を記入してください。
 また、重複する障害（手帳記載分のみ）がない場合は、「0 なし」を○で囲んでください。

【 競技別事項 】

出場を希望する競技の記載部分をご参照ください。

障害区分、年齢区分により出場できる種目が異なります。「各競技大会実施要項 障害区分表」および「障害区分の解説(11ページ)」で必ずご確認ください。

< 陸上競技 >

⑪ 障害区分

主たる障害（「⑨ 障害の分類」で記入した障害）の該当する区分を 1つ選び、✓点を記入してください。

⑪ 障害区分		主たる障害の該当する番号1つのみに✓印を付けてください。					
1	手部切断	7	片下腿および片大腿切断	15	その他の車いす	24	視力0から0.01まで
	片前腕切断または、片上肢不完全		両下肢不完全	16	四肢麻痺で車いす使用	25	その他の視覚障害
2	片上腕切断または、片上肢完全	8	両大腿切断または、両下肢完全	17	けって移動	27	聴覚障害
	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断	9	体幹	18	片上下肢で車いす使用	28	知的障害
3	両上肢不完全	10	第6頸髄まで残存	19	上肢で車いす使用	29	ぼうこう又は直腸機能障害
	両上腕切断または、両上肢完全	11	第7頸髄まで残存	20	その他走不能	30	精神障害
4	片下腿切断または、片下肢不完全	12	第8頸髄まで残存	21	上肢に不随意運動を伴う走可能		
5	片大腿切断または、片下肢完全	13	下肢麻痺で座位ドラッグなし	22	その他走可能		
6	両下腿切断	14	下肢麻痺で座位ドラッグあり	23	電動車いす常用		

「⑨ 障害の分類」で選択した障害が

「1 肢体」の場合 → 1 ~ 23から選択。 「2 視覚」の場合 → 24・25から選択。

「3 聴覚・平衡、音声・言語そしゃく機能」の場合 → 27

「4 内部」の場合 → 29

「5 知的」の場合 → 28

「6 精神」の場合 → 30

⑫ 障害区分確認事項

障害区分 1 ～ 23 の方は、該当する箇所（ア～ク）を○で囲み、該当事項を記入してください。

⑫ 障害区分確認事項		障害区分1～23の方は、該当する箇所に○印を付け、該当事項をご記入ください。	
ア 切断（部位（ ））	イ 脊髄損傷 麻痺の程度（ 完全 ・ 不完全 ） 頸髄損傷（ 四肢麻痺 ・ 対麻痺 ） 頸髄損傷で座位バランス（ あり ・ なし ） 胸髄損傷で座位バランス（ あり ・ なし ）	オ 脳原性麻痺で、上肢に中等度以上の不随意運動や協調性低下が（ あり ・ なし ）	カ 脳原性麻痺で、上肢の関節可動域に制限が（ あり ・ なし ）
ウ 脊髄損傷、脳原性麻痺以外の車いす使用（二分脊椎、骨・関節機能障害、切断など）の方で座位バランスが（ あり ・ なし ）	エ 障害区分4・5・7・8（切断は除く）で、片足または両足で補装具なしで立つことが（ 可能 ・ 不可能 ）	キ 脳原性麻痺で走ることが（ 可能 ・ 不可能 ）	ク 日常生活で使用している補装具（装具・車いす・杖など）が（あり・なし） （ あり ・ なし ） 【ありの場合は必ず記入してください】 ●常用の補装具名 [] ●常用でないが併用する補装具名 []

- ※ ア → 切断（欠損を含む）部位を記入してください。
- ※ イ～クについては、（ ）内の該当する方を○で囲んでください。
- ※ 脳原性麻痺の方は、オ～キの（ ）内の該当する方を○で囲んでください。
- ※ クで「あり」を選択した場合は、必ず補装具の種類を記入してください。

< 設問の解説 >

ア について

切断（欠損を含む）部位を記入してください。
※ 障害区分1～8（切断・機能障害）を確認する際の参考とします。

イ について

障害区分10～15（脳原性麻痺以外で車いす使用）を確認する際の参考とします。
※ 座位バランスの判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判定基準となり、背もたれのない座位の状態で、両手の支えなく座ることができる場合は、「座位バランスあり」と判断します。

オ～キ について

障害区分16～22（脳原性麻痺）の方は記入してください。
※ 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管障害や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいいます。
● 「オ」の「上肢に中等度以上の不随意運動や協調性低下」とは、自己の意思に反して勝手に上肢が動く、上肢は動くが運動のコントロールができず、目的通りに動かせないなど、日常生活に著しい障害があることをいいます。
● 「カ」は、上肢の関節に著しい障害があれば「ある」を、それ以外は「ない」を○で囲んでください。
● 「キ」は、障害区分20～22（脳原性麻痺で立って競技に参加）を確認する際の参考とします。

ク について

日常生活で使用している補装具があれば、記入してください。ある場合は、常用の補装具と常用でないが併用する補装具を分けて記入してください。運動機能、移動能力等を把握するための参考とします。

【 参考 】

- 1 手帳に「体幹機能障害、四肢体幹機能障害」等の記載があり、脳に原疾患がある場合には、障害区分16～22（脳原性麻痺）のいずれかになります。
- 2 脳原性麻痺で車いすで競技に参加する者で、手帳に「四肢体幹機能障害」等の記載がある場合、設問オ・カが「ある」の場合は障害区分16、「ない」場合は、障害区分19の可能性あります。
- 3 設問キが、「不可能」である場合、競技中に杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、障害区分20の可能性あります。
- 4 設問キが「可能」、設問オが「ある」場合は、障害区分21の可能性あります。
- 5 設問キが「可能」、設問オが「ない」場合は、障害区分22の可能性あります。

⑬ 出場種目

【第33回 宮城県・仙台市障害者スポーツ大会陸上競技大会実施要項 障害区分表】から一人2種目まで選択し（リレーを除く）、**種目名及び自己記録を必ず記入してください。**

⑬ 出場種目 ※⑬で選択した区分欄に○が付いている種目を1種目を選択し下欄に記入。					⑭ 競技中に使用する補装具等（有・無）				
出場種目	種目名	自己記録	★競技中に使用する補装具等		上記障害区分番号が「1」～「23」に該当する方は、必ず記入。「有」の方は、番号を左欄に記入してください。「14 その他」の場合、その内容を記入。障害区分10～19の方は、「車いす等」の欄の6～10・12・13から選択してください。				
			番号	その他の内容					
①					1 杖	2 松葉杖(1本)	3 松葉杖(2本)		
②					4 クラッチ(1本)	5 クラッチ(2本)			
4 × 100 m リレー			有	無	6 両手駆動	7 片手駆動	8 足駆動(前向)		
● 走高跳で試技開始のバーの高さ (cm)					9 足駆動(後向)	10 片上下肢駆動	11 電動		
● 走幅跳の踏切板の位置			1 m	2 m	12 投てき台	13 ベトラ			
					義肢・装具等	14 その他			

※「種目名」の欄に参加を出場する種目、「自己記録」の欄に当該種目の自己記録を記入してください。

- リレー種目に参加を希望する場合は必ず「有」に○をつけてください。また、リレーのみに参加する場合も、出場申込書を作成し提出してください。
- 競走競技の方は「50m」と「100m」、跳躍競技の方は「立幅跳」と「走幅跳」、投てき競技の方は障害区分8を除き「ソフトボール投」と「ジャベリックスロー」の両方に申し込むことはできません。
- 50m競走は、スタンディングスタートのみとします。また、その場合、スターティングブロックの使用はできません。
- 車いすで100m以上の競走競技に出場する競技者は、ヘルメットを着用してください。
- 50m競走で使用する車いすは、日常生活用とします。
- 車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用してください。
- 砲丸投に出場する選手は、「種目名」の欄に使用する砲丸の重量も記入してください。なお、使用する砲丸の重量は下表の通りです。
- 走高跳に出場する選手は、試技開始のバーの高さを記入してください。なお、設定されたバーの高さは、下表の通りです。

【砲丸投 砲丸の重量 一覧】

障害区分	男子		女子		障害区分	男子		女子			
	1部	2部	1部	2部		1部	2部	1部	2部		
肢体1	1	4.0kg	2.721kg	2.721kg	肢体3	19	2.721kg	2.721kg	2.721kg	2.721kg	
	4					20					
	5					21					
	6					22					
	7				視覚	24	4.0kg	2.721kg	2.721kg	2.721kg	2.721kg
	8					25					
	9					聴覚					
肢体2	12	2.721kg	2.721kg	2.721kg	2.721kg						
	13	4.0kg	2.721kg	2.721kg	2.721kg						
	14										
	15										

【走高跳 スタート時の高さ 一覧】

障害区分	性別	高さ	性別	高さ	障害区分	性別	高さ	性別	高さ		
肢体1	2	男子	140cm	女子	120cm	聴覚	27	男子	130cm	女子	100cm
	3	男子	140cm	女子	120cm	知的	28	男子	100cm	女子	100cm
視覚	25	男子	115cm	女子	100cm	精神	30	男子	100cm	女子	100cm

※ バーの上げ幅は一律2cmとする

※ 走高跳は男女別、年齢区分なしとする。

【自己記録の記入例】

《時間の記入例》12分04秒56

※1/100秒の部分は2桁で記入してください。

(例) 9秒05 → 9秒05

9秒5 → 9秒50

《距離の記入例》12m04cm

⑭ 競技中に使用する補装具等

⑬ 出場種目 ※⑩で選択した区分欄に○が付いている種目を1種目を選択し下欄に記入。				⑭ 競技中に使用する補装具等 (有・無)			
出場種目	種目名	自己記録	★競技中に使用する補装具等		上記障害区分番号が「1」～「23」に該当する方は、必ず記入。「有」の方は、番号を左欄に記入してください。「14 その他」の場合、その内容を記入。障害区分10～19の方は、「車いす等」の欄の6～10・12・13から選択してください。		
			番号	その他の内容	1 杖	2 松葉杖(1本)	3 松葉杖(2本)
①					4 クラッチ(1本)	5 クラッチ(2本)	
②					6 両手駆動	7 片手駆動	8 足駆動(前向)
4 x 100 m リレー			有	無	9 足駆動(後向)	10 片上下肢駆動	11 電動
● 走高跳で試技開始のバーの高さ () cm					12 投てき台	13 ペトラ	
● 走幅跳の踏切板の位置			1 m	2 m	義肢・装具等 14 その他		

- 障害区分 1～23 (肢体不自由) に該当する方は、「有」「無」のいずれかを○で囲んでください。

「有」の場合は、希望種目毎に使用する補装具等の番号を記入してください。

- 義肢・装具等 (14 その他) を選んだ方は、使用する補装具の名称を「その他の内容」欄に記入してください。

⑮ 特記事項

該当する欄に✓点を記入してください。特記事項がない場合は「1 特になし」へ✓点を記入してください。

⑮ 特記事項 下記の項目の該当する番号等に○印を付け、必要事項を記入すること。	
1 特になし	6 特段の理由により競技場内に同伴する介助者の入場を希望 (障害区分10・16・17・23・24・25、場合によっては区分18・28) (その理由)
2 障害区分 24・25 の競走競技 (区分24の50m走を除く) で、伴走者を同伴	
3 障害区分24の50m走 (音源走) で、 (競技役員・ 許可された者) による音源 (主催者が用意・ 持ち込み) による誘導を希望	
4 障害区分 24・25 のフィールド競技 (立幅跳以外) の援助 (競技役員・ 許可された者) による (声・ 音源) を希望	
5 聴覚、音声・言語等に障害のある者で (手話通訳 ・ 要約筆記) を希望	

- 手話通訳と要約筆記の希望については、いずれか1つを選択してください。

- 介助者の入場を希望される方は、その理由欄に、**介助者が必要な理由を具体的に記入**してください。

【介助者の申請について】

● 原則

原則として、選手自身が一人で行動できるように指導・助言をいただいておりますが、障害の種類や程度等の理由により介助者による補助や指示がどうしても必要な選手については、上記内容を理解したうえで入場申請ができるように配慮している。

● 申請対象となる障害区分

原則として、区分番号 10, 16, 17, 23, 24, 25 場合によっては区分番号 18, 28 の者が申請対象となる。介助者が必要な理由を添えて申請すること。ただし、「不安がっている」、「緊張している」等、障害の種類や程度によらない理由での申請は認めない。

● 介助の内容

介助者は、衣服の着脱や移動などにおいて選手が困難を要する事項に限り介助することができる。

● 助力的行為として禁止される介助

介助者は、競技に関するいかなる指導・助言もしてはならない。助力的行為が発覚した場合はその競技者は失格となる。ただし、「服を着ましょう」、「スタートラインに行きましょう」などの競技の準備や待機などを促す指示は助力に当たらないものとする。

< 卓 球 >

① 障害区分

主たる障害（「⑨ 障害の分類」で記入した障害）の該当する区分を1つ選び、✓点を記入してください。

⑩出場競技		障害区分/出場種目					
卓 球 (身体・知的・精神)		1 片上肢障害		2 両上肢障害		3 片下腿切断または片下肢不完全	
		4 片大腿切断または両下腿切断、片下肢完全または両下肢不完全			5 片下腿および片大腿切断、両大腿切断または両下肢完全		
		6 体幹		7 第8頸髄まで残存		8 座位バランスなし	9 その他の車いす
		10 車いす使用		11 杖または松葉杖使用		12 上肢に不随意運動あり	13 上肢に不随意運動なし
		14 片側障害	15 アイマスク・アイシェードあり			16 アイマスク・アイシェードなし	
		17 聴覚障害	18 知的障害	19 精神障害			

「⑨ 障害の分類」で選択した障害が

「1 肢体」の場合 → 1 ~ 14 から選択 / 「2 視覚」の場合 → 15・16 から選択
 「3 聴覚・平衡, 言語・音声そしゃく機能」の場合 → 17 / 「5 知的」の場合 → 18
 「6 精神」の場合 → 19

【参考】

- 1 下肢障害で、立位で競技を行う場合は、障害区分 3 ~ 5 となり、下肢障害で競技中のみ車いす使用の場合は障害区分 9 となります。
- 2 脳原性麻痺の方は、障害区分 10 ~ 14 となり、車いすで競技に参加する場合は障害区分 10、杖・松葉杖を使用している場合は障害区分 11 となります。
- 3 脳原性麻痺で、上肢に中等度以上の不随意運動や協調性低下が「ある」場合は障害区分 12、「ない」場合は障害区分 13 となります。

② 出場種目

サウンドテーブルテニスは、障害区分 15（アイマスクあり）の方が対象となります。

- ※ 視覚障害は、視力・視野の程度に関わらず、アイマスク・アイシェードの有無で出場競技を区分します。
- ※ 障害区分 15 は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着してください。

③ 特記事項

該当する番号を○で囲んでください。

< フライングディスク >

※ フライングディスクは障害区分の適用がありません。

フライングディスク (身体・知的・精神)	アキュラシー	ディスリート7	ディスリート5
	ディスタンス	立位	座位
	投球方法 (利き手)	右投げ	左投げ

① 出場種目

「アキュラシー」, 「ディスタンス」の2種目にエントリーが可能です。希望する種目に✓点を記入してください。

- 「アキュラシー」⇒「ディスリート7」「ディスリート5」から1種目を選び、✓点を記入してください。
- 「ディスタンス」⇒ 希望する競技区分（「座位」か「立位」）を選び、✓点を記入してください。

※ 「座位」は車いすやいすに座った状態で競技すること、「立位」は立った状態で競技することを指します。

② 投球方法

投球方法（利き手）の該当する方に✓点を記入してください。

③ 特記事項

⑫ 特記事項	下記の項目の該当する番号等に○印を付け、必要事項を記入すること。			
	1 特になし	2 視覚障害を有しているため、音源が必要。	3 聴覚、音声・言語等に障害のある方で (手話通訳 ・ 要約筆記) を希望する。	4 競技中に (車いす ・ 椅子) を使用する。
				5 特段の理由により競技場内に同伴する介助者の入場を希望 (その理由)

- 該当する番号を○で囲んでください。
- 視覚障害で音源の使用を希望する場合は、「2」に○をご記入ください。
- 介助者の入場を希望される方は、介助者が必要な理由を具体的に記入してください。

< アーチェリー >

① 障害区分

主たる障害（「⑨ 障害の分類」で記入した障害）の該当する区分を1つ選び、□に✓点を記入してください。※ 視覚障害・知的障害・精神障害の方は、アーチェリー競技には出場できません。

アーチェリー (身体)	障害区分	1 第8頸髄まで残存	2 その他の車いす	3 上肢障害	4 下肢障害
		5 体幹	6 脳原性麻痺	7 聴覚障害	8 ぼうこう又は直腸機能障害
	出場種目	リカーブ 50m・30m ラウンド		リカーブ 30m ダブルラウンド	
		コンパウンド 50m・30m ラウンド		コンパウンド 30m ダブルラウンド	

「⑨ 障害の分類」で選択した障害が
「1 肢体」の場合 → 1 ～ 6 から選択
「3 聴覚・平衡, 音声・言語・そしゃく機能」 → 7
「4 内部」 → 8

② 出場種目

出場種目を 1 種目選び、✓点を記入してください。

< 水 泳 >

※ 知的障害のある方が参加できます。

※ 身体障害の方は、東北パラ水泳選手権大会へエントリーしてください。

水 泳 (知的)	2 5m自由形	2 5m背泳ぎ	2 5m平泳ぎ	2 5mバタフライ
	5 0m自由形	5 0m背泳ぎ	5 0m平泳ぎ	5 0mバタフライ

① 出場種目

- 2 種目まで選び、✓点を記入してください。 ※ 今回からビート板キックは実施しません。

< ボウリング >

※ 知的障害のある方が参加できます。

ボウリング (知的)		仙台市大会
		レンタルシューズの希望 サイズ (cm)

① 大会区分

仙台市内在住又は学校、施設等へ通学・通所する方は、仙台市大会に出場できます。

上記以外の方の対象となる宮城県大会は、別途先行して開催案内・出場募集中（3月22日申込締切）です。

② 自己記録

自己記録（アベレージ）を記入してください。

③ レンタルシューズ

レンタルシューズを希望する方は、レンタルシューズの希望欄に✓点を記入し、シューズのサイズ（cm）を記入してください。

障害区分の解説

- 身体障害は、障害の種類や程度によって競技成績が大きく影響される。本大会では、競技ごとに障害をいくつかに分け、同じ障害区分の人たちの中で競技するようにした。
 - 年齢も競技成績に影響があるので、年齢による区分を身体障害は2区分、知的・精神障害は3区分とした。
- 1 肢体不自由者の場合、主として身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障害に合った区分を選択するようにしている。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際競技団体の「クラス分け」とは大きく異なる。
 - 2 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
 - 3 障害が重複している場合には、選択した1つの障害区分ですべての競技に参加しなければならない。
 - 4 肢体不自由者の障害区分
 - (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障害として区分する(7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢として区分する)。
 - (2) 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けてなければならない(左上肢が7級で右上肢が6級等の場合は、片上肢障害として区分する)。
 - (3) 指及び手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
 - (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
 - (5) 関節離断は、上位の部位の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
 - (6) 完全とは、上肢または下肢の大きな3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障害があるものを言う。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものを言う
 - (7) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位(上腕)の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
 - (8) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
 - (9) 切断または機能障害のある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
 - (10) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
 - (11) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
 - (12) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期が少ない運動のことである。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず、早歩きできる競技者を対象とする。
 - 5 視覚障害の視力は、矯正後の良い方の視力で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0、指数弁は視力0.01とする。また、矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。
 - 6 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。

■ 肢体不自由 1

			障害区分名	解説	
切断または機能障害	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部の切断者
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
			両上肢	両上腕の切断者	
			片前腕および片上肢	片前腕の切断及び片上腕の切断者	
			機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち、一又は二関節に機能障害がある者
				片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
		両上肢不完全		両側の肩・肘・手関節のうち一又は二関節に機能障害がある者	
		両上肢完全		両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
		下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
				両下腿	両側の下腿の切断者
				両大腿	両側の大腿の切断者
			片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者	
			機能障害	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障害がある者
	片下肢完全			片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
	両下肢不完全			両側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障害がある者	
	両下肢完全	片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障害があり、両側にそれぞれあるもの			
	上下肢	切断	片下肢および片上肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者	
			多肢切断	三肢以上の切断者	
		機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者	
			片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者	
	体幹		体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊柱カリエス等による体幹の障害が該当）【注 1】	

【注 1】四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない

■ 肢体不自由 2

脊髄損傷等	陸上競技	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第 6 頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第 7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第 8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり、閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注 2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす（陸上競技）	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断の為車いすを使用し競技する者）
			多肢切断（ポッチャ）	三肢以上を切断し、車いすやいすに座った姿勢で競技する者。
	水泳競技	脊髄損傷等（脊髄損傷や、脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合にはこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの区分の適応になる。）	第 7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物が握れない）
			第 8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり、閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注 2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注 3】

【注 2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注 3】（水泳）下肢の切断や欠損等による車いす使用者は「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

■ 肢体不自由 3

脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	陸上競技	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で、両上肢駆動による車いす使用者
			けつて移動	両上肢の障害が重度の為、両下肢又は片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢で車いす使用	片側の上部と下部で車いすを操作する者
			上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注4】
		立位	その他走不能(陸上競技)	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
			その他走不能(ポッチャ)	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
			上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のある上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者
			その他走可能(陸上競技)	【注5】
	水泳	四肢麻痺(車いす常用)		四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
		上肢に著しい不随意運動を伴う走不能		意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
		両下肢麻痺		両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖等を使用していることが多い)
		上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能		上肢の協調運動障害が軽度の者で、走ることが不可能な者
		片側障害で片上肢機能全廃		片側障害で患側上肢のストローク動作も走れることも両方が不可能な者
		その他の片側障害で走不能		片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
		その他走可能		上肢の協調運動障害が軽度で走る事が可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖または松葉杖使用	
		立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖を使用して競技をしない者

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を進展させることができる者は、この区分に該当する。

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

■ 肢体不自由 4

その他	電動車いす常用(陸上)	四肢体幹機能障害により日常生活で常に電動車椅子を利用している者
	浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹機能障害を持つ者で、浮具を使用する者

■ 視覚障害

視覚障害	視力0から0.01まで	【注6】【注7】
	その他の視覚障害	

【注6】視力は、矯正後の良い方の視力で判定する。視力を算出する際、手動弁、光覚弁は視力0、指数弁は0.01とする。

【注7】矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。

■ 聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害

聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
------------------------------	------	-------

■ 知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

■ 内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障害者は含まない
------	--------------	-----------------------------

■ 精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------